

## 特定創業支援修了の証明書発行手続きのご案内

### 【手続きで必要になるもの】

- ・『経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申込書』<sup>(※)</sup>

※申込書は特定創業支援修了後、各支援機関から配布いたします。

データは市 HP からダウンロード可能です。（ページ番号検索で「425409098」で検索してください。）

### 【証明書発行に関する手続き】

- ・申込書を窓口へ持参するか、下記窓口へメールにて送付してください。メールでの提出の際は必ず「特定創業支援申込書」に記載したメールアドレスから送信してください。
- ・証明書発行の手続きが完了次第、市からご登録されている住所へ証明書を郵送します。
- ・証明書申込から証明書発行までは2週間程度の期間が必要です。

### 【注意事項】

- ・申込の際は、特定創業支援を受けた本人から申込してください。
- ・証明書発行にかかる手数料は無料です。
- ・証明書には有効期限があります。証明書の有効期限は、以下の①、②のうちいずれか早い日付です。
  - ① 令和9年3月31日
  - ② 創業後の方については、創業してから5年を経過しない日  
(例：税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日)
- ・各種支援制度を活用できる期間には制限があります。法令の改正等により、特定創業支援を受けることによって利用できる支援制度は変更する場合があります。
- ・証明書における記載事項から実際の会社設立内容に変更があった場合、「登録免許税の減免」等の各種支援制度を受けることができない場合があります。その際は、必要に応じて、記載事項を変更した証明書で発行手続きを行っていただくことが可能です。
- ・特定創業支援は下記のような流れになりますので、各機関による支援開始から証明書発行までは、最短で1ヵ月半程の期間が必要になります。

特定創業支援申込



各機関による支援の実施



← (1ヵ月以上)

特定創業支援修了証明書の発行申込



← (2週間程度)

証明書発行



← (証明書内容に変更が生じた場合、記載事項を変更した証明書で再発行が可能)

各種支援制度の活用

### 【特定創業支援 修了証明書発行窓口】

豊中市 都市活力部 産業振興課

TEL : 06-6858-2187 FAX : 06-4865-2058

Email : sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp